

言渡	平成20年3月6日
交付	平成20年3月6日
裁判所書記官	

平成19年(オ)第371号

(石川)

判決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所金沢支部平成17年(ネ)第154号住民基本台帳ネットワーク差止等請求事件について、同裁判所が平成18年12月11日に言い渡した判決に対し、上告人らから上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告代理人岩淵正明ほかの上告理由について

行政機関が住民基本台帳ネットワークにより住民である上告人らの本人確認情報を収集、管理又は利用する行為が、憲法13条により保障された上告人らの権利ないし自由を侵害するものでないことは、最高裁昭和40年(あ)第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は正当であり、被上告人石川県の行為が憲法13条に違反する旨をいう論旨は、採用することができない。

その余の上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しな

い。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	才	口	千	晴
裁判官	横	尾	和	子
裁判官	甲	斐	中	辰
裁判官	泉		徳	治
裁判官	涌	井	紀	夫